熊本県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱い要綱の制定に伴う留意事項

１　要綱制定の趣旨

　　はり・きゅう及びあん摩・マッサージに係る療養費の受給に対し、故意又は重大な過失による施術療養費の不正申請を防止するため、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱い要綱」を制定し、代理受領の届出から支給までの仕組みを整理することで、適正化を図ることを目的とする。

２　主な規定内容

（１）代理受領の申請（届出）【要綱第３条・第４条】

　　　①　現運用では登録免許証及び保険所開設届の写しを提出することにより、代理受領者としているが、②のとおり変更する。

**②　代理受領の取扱を希望する業者は以下のとおり関係書類を添えて、広域連合長あて届出するものとする。**

　　　■【関係書類】

・「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師代理受領施術者登録申請書」

　　　　　（様式第1号）

※登録に変更等がある場合は「登録変更（辞退）届出書（様式第2号）」にて届出

　　　 ・施術所開設届（出張業務開始届出）の写し

　　　　・業務に従事する施術師の登録免許証の写し

　　　　・施術所の賃貸契約書類の写し（自宅を施術所とする場合は住民票の写し）

　　　　・登記簿謄本の写し（法人が開設している場合）

　　　　・通帳の写し（口座番号、名義人がわかるもの）

（２）支給申請（支給申請書の変更）【要綱第５条～第７条】

　　　　　熊本県後期高齢者医療広域連合独自の「療養費支給申請書（様式第3号、4号）」による申請とし、以下の点を義務付けとする。

　　　■【変更点】

　　　　・被保険者自身による署名

　　　　※被保険者が署名できない場合は親族等による代筆とすること

　　　　※施術師又は施術所関係者は代筆者となることが出来ない。

　　　　・初療時における被保険者への支給申請内容の確認（広域連合による確認）

　　　　・施術師、施術所及び代理受領者（以下「代理受領者等」という。）による施術録等の整備及び保管（5年間）

（３）支給申請内容の調査等【要綱第８条・第９条】

　 　■【変更点】

　　　 ・被保険者及び代理受領者等への調査の実施

　　　 ・熊本県鍼灸マッサージ師会及び施術同意した医師等への調査協力要請

（４）代理受領者等への改善要請及び行政処分【要綱第10条～12条】

　　■【過失による不適正な支給申請の場合】

　　　・改善誓約書（任意様式）の提出

　　　・過去1年間の支給申請分を対象とした自主点検及び返還申出をもととした返還金の請求

　　■【故意又は重大な過失による不正な支給申請の場合】

　　　・5年間の代理受領の取扱いの中止

　　　・代理受領者への返還金の請求

（５）施行日

　　　平成３０年４月１日